



マイナンバーの記載をお願いします！
各種届出用紙に記入欄を追加！

社会保障・税・災害対策に
関する分野の効率性を高め、
国民にとって利便性の高い公
平・公正な社会を実現するこ
とを目的として、行政手続き
における個人を識別するため
の番号（マイナンバー）制度
の運用が平成28年1月から始
まりました。

すでに皆様のお手元には、
個人番号通知が届いているも
のと思います。

医療保険などの分野におい
ても、マイナンバーを被保険
者の方々の利便性の向上を目
的として利用していくことと
なっております。

当組合においても、各種お
手続きの際、申請書に記載し
ていただくこととなりました
ので、大変お手数ですがご理
解・ご協力をいただきますよ
うお願いいたします。

番号（マイナンバー）制度
の導入の目的
・公平、公正な社会の実現
所得等の把握ができるた
め、不当に負担を免れるこ
とや、不正受給を防止する
ことができる

国民の利便性の向上
添付書類の削減など、行政
手続きが簡素化され、国民
の負担が軽減される

行政の効率化
行政機関や地方公共団体な
どで連携が進み、作業等の
重複などを防ぐことができ
る

◎政府が示す、社会保障・税

被保険者証の紛失・盗難にご注意ください！

近年、被保険者証を偽造し振り込み詐欺のための携帯電話の
取得や振込み口座の開設、非社会的勢力等における医療機関へ
の不正受診などの事件が多くなってきております。

当組合でも、今般盗難にあった被保険者証を偽造されたケー
スが発生いたしました。

被保険者証を紛失や盗難にあった場合には、不正使用の恐れ
がありますので、最寄りの警察に届出をお出しいただくようご
案内いたします。

なお、被保険者証の再交付の際にご希望があれば被保険者証
の記号・番号を変更することが出来ますので、ご相談ください。

《当組合での事例》

盗難にあった被保険者証を使用し、生年月日・住所・氏名等
別の人物の情報を記載したものを貼り付け、郵便局で郵便物の
受け取り、新規口座開設（未遂）をした。

被保険者証の保管・管理には十分ご注意ください。

なお、各種申請に際し、マ
イナンバーを記載していただ
くことが想定される主な書類
は表のとおりとなっております
ので、申請される場合は記
載していただきますよう、よ
ろしくお願いいたします。

※平成29年7月に予定をされ
ております、地方公共団体と
の情報連携が開始されれば、
現在添付していただいております
住民票や所得を証明する
書類等について、必要となく
なります。

マイナンバーを記載する書類

	書類の名称	記載いただく方
資格関係	国民健康保険被保険者取得届（一般用・適用除外事業所用）	加入するすべての方 （家族の追加加入の場合は組合員の方も記載が必要となります。）
	国民健康保険法第116条該当・非該当届	該当（非該当）の方
	国民健康保険法第116条の2（住所地特例）の届出	該当（非該当）の方
	国民健康保険被保険者証再交付申請書	再交付をされる方
	国民健康保険『高齢受給者証』再交付申請書	再交付をされる方
	国民健康保険被保険者住所・氏名変更届	住所・氏名を変更する方
	国民健康保険被保険者資格喪失届	喪失するすべての方 （家族の喪失の場合は組合員の方も記載が必要となります。）
	後期高齢者組合員資格取得届	加入される後期高齢者以外の方
	後期高齢者組合員資格喪失届	喪失される後期高齢者以外の方
給付関係・その他	国民健康保険限度額適用認定申請書	組合員及びその対象となる方
	国民健康保険療養費（移送費）支給申請書	組合員及びその対象となる方
	国民健康保険特定疾病療養受療証交付申請書	対象となる方
	国民健康保険『特定疾病療養受療証』再交付申請書	再交付される方
	国民健康保険基準収入額適用申請書	対象となる方
	国民健康保険高額療養費支給申請書	組合員及び対象となる方
	自己負担額証明書交付申請書	組合員及び対象となる方
特別の事情に関する届出書	組合員	
第三者行為による被害届	対象となる方	